

# (仮称)名取市新学校給食共同調理場整備等事業

## 実 施 方 針

平成20年7月23日

名 取 市

## < 目 次 >

I. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項 .....	1
2. 特定事業の選定方法・公表等に関する事項 .....	7
II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1. 落札者の決定に係る基本的な考え方 .....	8
2. 落札者の決定に係る手順及びスケジュール .....	8
3. 入札参加者の備えるべき参加要件等 .....	9
4. 審査及び落札者の決定に関する事項 .....	12
5. 審査結果及び評価の公表方法 .....	12
6. 事業契約に関する基本的な考え方 .....	13
7. 提出書類の取扱い .....	13
III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1. リスク分担の考え方 .....	14
2. 提供されるサービス水準 .....	14
3. 市による事業の実施状況の監視（モニタリング） .....	14
IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1. 施設の立地条件 .....	16
2. 土地の取得に関する事項 .....	16
3. 施設の概要 .....	16
V. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	17
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合.....	17
2. 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合.....	17
3. その他の事由により事業の継続が困難となった場合 .....	17
4. 金融機関と市との協議（直接協定） .....	17
VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	18
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	18
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	18
3. その他の支援に関する事項 .....	18
VIII. その他特定事業の実施に関して必要な事項.....	18
1. 議会の議決 .....	18
2. 情報公開及び情報提供 .....	18
3. 入札に伴う費用負担 .....	18
IX. リスク分担表（案） .....	19
X. 位置図.....	22

名取市（以下「市」という。）は、（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業（以下「本事業」という。）において、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、効率的かつ効果的な整備等を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法第5条第3項の規定により公表するものである。

## I. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

名取市長 佐々木 一十郎

#### (4) 事業目的

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスの取れた栄養のある食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通して日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、学校で食事をすることによって、教師と児童生徒相互のふれ合いの場をつくり、好ましい人間関係の育成を図るものである。

本市においては、現在、増田西、閑上、第一と3つの学校給食共同調理場（昭和49年～59年に建築）があるが、施設の老朽化や、平成9年に制定された「学校給食衛生管理の基準」に対応していないなどの課題があり、食の安全の確保を図るため早急な改善が必要となっている。

本事業は、現在の3調理場の統合整備及び運営を、PFI法に基づき実施するものである。

本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営システムの構築や、食育の推進に資することを目指すものである。

## (5) 事業手法

本事業は、P F I法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を調査・設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するB T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

なお、選定事業者の業務内容の範囲を越える業務については、市が実施するものとする。また、本事業は、以下に掲げる事項を十分に踏まえて実施するものとする。

- 1) 食品衛生上の技術的水準を高めるため、ドライシステム導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入する。
- 2) 「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省平成9年4月1日制定)及び大量調理施設管理マニュアル(厚生労働省平成9年3月24日制定)に適合するとともに、H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念を取り入れた衛生管理を実施する。
- 3) 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供に対応した施設とし、これに対応したシステムを構築する。
- 4) 食育の推進に寄与する施設とする。
- 5) 豊かでおいしい給食の提供を行う。
- 6) 施設の防音対策、脱臭対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮する。
- 7) 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務に当たっては、省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の低減に配慮する。
- 8) 調理場における廃棄物(給食の残滓を含む。)の発生及び排出を抑制し、再利用・再資源化等を促進することにより、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

## (6) 業務内容

選定事業者が実施する業務(以下「本業務」という。)は、以下に掲げるとおりであり、詳細は入札説明書等において示す。

### 1) 施設整備業務

- ア 調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務(附帯施設を含む。)及び関連業務
- エ 調理設備設置・食器食缶等調達業務
- オ 施設備品調達業務
- カ 工事監理業務
- キ 周辺家屋影響調査・対策
- ク 電波障害調査・対策
- ケ 近隣対応・対策
- コ 所有権移転業務
- サ 上記各項目に伴う各種申請等業務

## 2) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（修繕業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ウ 附帯施設保守管理業務（修繕業務を含む。）
- エ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

## 3) 運營業務

- ア 食材検収補助業務
- イ 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ウ 衛生管理業務
- エ 配送・回送業務
- オ 洗浄・残滓処理業務
- カ 運営備品調達業務等（配送車量の調達及び維持管理を含む）
- キ 開業準備業務
- ク 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。また、米飯・パン・牛乳については、(財)宮城県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営等業務に含まない。

## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成 37 年 3 月末日までとする。

## (8) 事業のスケジュール（予定）

平成 21 年 1 月	最優秀提案者の選定 落札者の決定・公表
平成 21 年 2 月 平成 21 年 2 月	基本協定の締結 審査講評の公表 事業契約の文言明確化等
平成 21 年 2 月	選定事業者との事業契約の調印（仮契約）
平成 21 年 3 月	事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）
平成 21 年 3 月～平成 22 年 7 月	施設の整備（調査・設計、建設）期間
平成 22 年 7 月	施設の引渡し （施設の供用開始は平成 22 年 8 月 25 日）
平成 22 年 7 月～平成 37 年 3 月	施設の維持管理業務、給食の運営等業務期間
平成 37 年 3 月	事業契約の完了

## (9) 支払に関する事項

市の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する本事業における施設の整備業務に係る対価、施設の維持管理業務に係る対価及び給食の運営等業務に係る対価からなる。

### 1) 建設一時金

市は、施設の整備業務に係る対価の総額のうち、あらかじめ定める一部金額を、施設の市への引渡し完了した時点で、一時金として支払う。

### 2) 割賦料

市は、施設の整備業務に係る対価の総額から上記 1) の一時金を控除した金額であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、施設の市への引渡し完了した日から事業契約期間中に、15 年間の割賦方式により、年 2 回の半期毎に元金均等方式で支払う。

### 3) 委託料

市は、施設の維持管理業務に係る対価及び給食の運営等業務に係る対価であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、施設の市への引渡し完了した日から事業契約期間中に、15 年間に渡り、年 4 回の四半期毎に委託料として支払う。

なお、当該委託料のうち、給食の運営等業務に係る対価にあつては、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金は、入札参加者が提案する一定の額を各期に支払うものであり、変動料金は、入札参加者が提案する 1 食当たりの単価に基づき提供食数に応じて支払うものである。

給食の運営等業務のうち、固定料金には、提供食数に関係なく生じる調理人件費、諸経費及び光熱水費等が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、諸経費及び光熱水費等が含まれるものと想定しているが、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や構成割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

これら支払方法の詳細については、入札説明書等にて提示する。

## (10) 遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準類等

P F I 法及び基本方針並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連の各種法令及び要綱・基準等によることとする。

(法令等)

- 1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- 2) 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）
- 3) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- 4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 5) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- 6) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 7) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 8) 消防法（昭和 23 年法律第 86 号）

- 9) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- 10) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 11) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 12) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- 13) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 16) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 17) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 18) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 19) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 20) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 22) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 23) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 24) だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- 25) 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- 26) 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）
- 27) 名取市火災予防条例（昭和 37 年名取市条例第 2 号）
- 28) 名取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 52 年名取市条例第 20 号）
- 29) 名取市環境基本条例（平成 11 年名取市条例第 3 号）
- 30) その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても最新のものを参照し遵守のこと。

（要綱・基準等）

- 1) 学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成 9 年制定）
- 2) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年厚生省衛食第 85 号）
- 3) 学校給食事業における安全衛生管理要綱（昭和 48 年労働基準局長通知基発第 107 号）
- 4) 学校環境衛生の基準（文部省平成 4 年制定）
- 5) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年建設省経建発第 1 号）
- 6) 建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）
- 7) 名取市中高層の建築物の建築に関する指導要綱（平成 2 年名取市告示第 45 号）
- 8) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 9) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 10) 官庁施設の総合耐震計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 12) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- 13) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 14) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 15) その他関連する建築学会等の基準・指針等

## (11) 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会を以下の要領で行う。

### 1) 開催日時及び場所

開催日時：平成 20 年 7 月 29 日（火）午後 1 時から

開催場所：名取市役所 6 階会議室

### 2) 参加申込方法

実施方針に関する説明会への参加を希望する民間事業者は、「【様式 1】実施方針説明会参加申込書」に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参、ファックス又は電子メールでのファイル添付により提出するものとし、電話での受付は行わない。また、電子メールの場合は、「P F I 実施方針説明会」の件名で送付すること。

平成 20 年 7 月 23 日（水）から 7 月 28 日（月）午後 5 時まで

なお、持参の場合は、午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時までとする。

### 3) 本事業に関する窓口

名取市教育委員会教育部庶務課施設係

住 所：〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

電 話：022-384-2111

F A X：022-384-9690

e-mail：k-sisetu@city.natori.miyagi.jp

ホームページ：http://www.city.natori.miyagi.jp

## (12) 実施方針に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

### 1) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関して質問・意見がある民間事業者は、その内容を「【様式 2】実施方針に関する質問書」、「【様式 3】実施方針に関する意見書」にて簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「P F I 実施方針質問意見」の件名で送付すること。

受付日時：平成 20 年 7 月 23 日（水）から 7 月 31 日（木）午後 5 時まで

### 2) 実施方針に関する質問回答・公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 20 年 8 月 15 日（金）までに、市のホームページ等にて公表する。

### 3) 実施方針に関する意見の取り扱い

民間事業者から提出された意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、市が必要



と判断したものについては、直接ヒアリングを行う場合がある。

### **(13) 実施方針の変更**

実施方針の公表における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（変更）を、市のホームページ等にて公表する。

## **2. 特定事業の選定方法・公表等に関する事項**

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

### **(1) 選定方法**

市は、実施方針の公表及び実施方針に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体をつうじた市の財政負担の縮減が期待できること。
- 2) 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務の水準の向上が期待できること。

### **(2) 選定基準・手順**

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- 1) VFMの検討による定量的評価
- 2) 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- 3) 民間事業者に移転されるリスクの検討等
- 4) 上記1)～3)の検討による総合評価

### **(3) 選定結果の公表方法**

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と合わせて、市のホームページ等にて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

## II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 落札者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、調査・設計、建設段階から維持管理・運営等段階の各業務をつうじて、選定事業者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。したがって、落札者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮したうえで、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

### 2. 落札者の決定に係る手順及びスケジュール

落札者の決定に係る手順及びスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
平成 20 年 7 月 23 日 7 月 29 日 7 月 23 日～31 日 8 月 15 日	実施方針の公表 実施方針に関する説明会 実施方針に関する質問・意見の受付 実施方針に関する質問回答・意見の公表
平成 20 年 8 月中旬	特定事業の選定・公表
平成 20 年 8 月下旬  9 月下旬	入札説明書等の公表(入札公告) 入札説明書等に関する説明会 入札説明書等に関する質問の受付(1 回目) 入札説明書等に関する質問回答の公表(1 回目)
平成 20 年 9 月下旬 10 月中旬	入札説明書等に関する質問の受付(2 回目) 入札説明書等に関する質問回答の公表(2 回目)
平成 20 年 10 月上旬	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付 競争参加資格確認審査の結果の通知
平成 20 年 12 月下旬	提案書の受付・開札

#### (1) 入札説明書等の公表

実施方針に関する質問回答・意見等を踏まえ、入札説明書等(入札公告、入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)等)を市の掲示場及び市のホームページ等にて公表する。

#### (2) 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書等に関する質問を受付、回答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

#### (3) 参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査の結果の通知

応募者に参加表明及び競争参加資格確認申請に必要な書類の提出を求める。競争参加資格確認審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

#### **(4) 提案書の受付**

入札参加者（競争資格確認審査の通過者）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。なお、提案書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

#### **(5) 最優秀提案者の選定、落札者の決定・公表**

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等にて公表する。

#### **(6) 基本協定の締結、事業契約の調印（仮契約）等**

市は、選定事業者との事業契約の調印（仮契約）に先立って、本事業に係る基本協定を落札者と締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と調印（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

### **3. 入札参加者の備えるべき参加要件等**

#### **(1) 入札参加者の参加要件**

##### **1) 入札参加者の構成**

入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、施設の整備業務のうち建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営業務を担当する者（以下「運営企業」という。）で構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができることとする。

その他企業は、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」を担当することができるものとする。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。入札参加グループの場合は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業を、入札参加グループの構成員という。

いずれの場合も、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の名称等について明らかにすること。

##### **2) 業務の再委託**

設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）すること

も可能とする。

なお、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運營業務のうち「配送・回送業務」を協力企業に再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

### 3) 入札参加グループの場合の参加要件

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ア 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。代表企業については、担当業務に制限はなく、マネジメント業務、金融業務等を担当する構成員も含むものとする。
- イ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更を行うことができる。
- エ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。

## (2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

また、設計企業、建設企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。

なお、維持管理企業並びにその他企業については、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

### 1) 設計企業

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。
- ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

## 2) 建設企業

ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、850 点以上であること。

ウ 延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の施工実績があること。

## 3) 運営企業

ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

① 学校給食施設における調理業務

② 集団調理施設（同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）における調理業務

### (3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- 3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 6) 名取市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 8) 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定による営業停止の期間中でないこと。
- 9) 直前 2 年間の国税及び地方税を滞納している者。

10) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう（以下同じ。）。

11) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

#### **(4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等**

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

### **4. 審査及び落札者の決定に関する事項**

#### **(1) 審査に関する基本的な考え方**

- 1) 審査は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な落札者決定基準は、入札説明書等にて提示する。
- 2) 審査委員会においては、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、入札金額等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

#### **(2) 審査手順に関する事項**

審査は、以下の手順により行うこととする。

##### **1) 資格審査**

入札参加者の備えるべき競争参加資格等に関する適格審査

##### **2) 提案審査**

ア 入札金額に関する適格審査

イ 基本的要件に関する適格審査

ウ 落札者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、入札金額等の総合的な提案内容

### **5. 審査結果及び評価の公表方法**

#### **(1) 審査結果の公表**

提案書の審査による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に

通知するとともに、市のホームページ等にて公表する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

## **(2) 落札者を決定しない場合**

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、又は、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

## **6. 事業契約に関する基本的な考え方**

### **(1) 事業契約の概要**

落札者の決定後に速やかに、市は落札者と事業契約の調印（仮契約）に向けて必要な事項等について基本協定を締結する。また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を選定事業者と調印（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

事業契約は、調査・設計、建設段階から維持管理・運営等段階の各業務について包括的かつ詳細に規定する平成37年3月末日（予定）までの契約となる。なお、事業契約書（案）については、入札説明書等にて提示する。

### **(2) 特別目的会社の設立**

落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下本項において「SPC」という。）を名取市内に設立する。

なお、入札参加者による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加グループの代表企業は必ず出資するものとする。

また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となってはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## **7. 提出書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

### **(2) 特許権等**

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

### Ⅲ. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. リスク分担の考え方

##### (1) 予想されるリスクと責任分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

市と選定事業者のリスク分担は、原則として「Ⅸ. リスク分担表（案）」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

##### (2) 保険

市が選定事業者に求める保険の種類については、入札説明書等にて提示する。

#### 2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、入札説明書等にて提示する。

#### 3. 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

##### (1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

##### (2) モニタリングの時期

###### 1) 調査・設計時

市は、選定事業者によって行われた調査・設計について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

###### 2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況について、市の確認を受ける。また、選定事業者



は、市が要請した場合、工事施工の事前説明及び事後報告、現場での工事施工の状況説明を行う。

### **3) 工事完成・施設の引渡し時**

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で、市の確認を受ける。このとき、市は、選定事業者によって行われた建設について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

確認の結果、当該水準を満たしていないと市が判断した場合には、市は選定事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

### **4) 施設の供用開始後（維持管理・運営等段階）**

市は、維持管理・運営等段階において、維持管理業務及び給食の運営等業務の実施状況について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

### **5) 財務の状況に関するモニタリング**

選定事業者は、毎年度、決算書類により財務の状況について、市に報告しなければならない。なお、公認会計士による監査を行うものとする。

## **(3) モニタリングの方法**

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

## **(4) モニタリングの費用の負担**

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は、全て市の負担とする。

## **(5) 選定事業者に対する支払額の減額等**

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が維持されていない場合、市は選定事業者に対して、施設の補修・改造、業務の改善勧告又は一定の経過措置を経た後に支払い金額の減額措置を行う。

減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

#### IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1. 施設の立地条件

- (1) 計画位置 名取市堀内字北竹 1 1 - 1 地内、他
- (2) 敷地面積 約 6,800 m<sup>2</sup>
- (3) 隣接道路 国道 4 号線仙台バイパス、市道堀内大洞線（現況幅員約 6.8m）
- (4) 地域地区 準工業地域
- (5) 形態規制 建ぺい率 60%  
容積率 200%

##### 2. 土地の取得に関する事項

土地は、市所有の行政財産とし、施設の整備、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務に必要な範囲を選定事業者が無償で使用を許可する。

##### 3. 施設の概要

- (1) 供給能力 1 日当たり 8,500 食（食缶方式）、2 献立  
（小学校 11 校、中学校 5 校）
- (2) 施設規模 1 日当たり 8,500 食の供給能力を有する施設とし、具体的な面積は選定事業者の提案による。
- (3) 主要機能 本事業に必要な主要機能は、以下に掲げるとおりとする。

区 分		必要な主要機能
本 体 施 設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食スペース、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、書庫、更衣室（事務職員用、調理員用）、休憩室（調理員用）、調理室（試作調理用）、便所（事務職員用、外来用、調理員用）等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路、残滓処理室 等
附帯施設（外構を含む）		ゴミ置場、有価物置場、廃水処理施設、受水槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

## **V. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合**

(1) 選定事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により、本事業の継続が困難となった場合、市は、選定事業者との事業契約を解除することができるものとする。

(2) 選定事業者の事業実施状態が、事業契約に定める要求水準を下回る場合、市は選定事業者に対し修復勧告を行い、一定の修復期間を与えたにもかかわらず、修復が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。この場合、選定事業者は、市に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **2. 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合**

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は市との事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **3. その他の事由により事業の継続が困難となった場合**

事業契約に定めるその事由に基づく対応方法にしたがうものとする。

### **4. 金融機関と市との協議（直接協定）**

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する場合がある。

## **VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、市は選定事業者と協議する。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

現段階での、財政上及び金融上の支援に関する事項は、以下のとおりである。

- (1) 市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る国庫支出金が市に支給される場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う国庫支出金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。
- (2) 本事業は、日本政策投資銀行の融資の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合にあっても、民間金融機関と同等の金利を前提としているので、この点に留意して応募提案を行うこと。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

### **3. その他の支援に関する事項**

- (1) 事業実施に関し、選定事業者が必要とする許認可等に関して、市は必要に応じて選定事業者と協力する。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

## **VIII. その他特定事業の実施に関して必要な事項**

### **1. 議会の議決**

- (1) 債務負担行為の設定に関する議案は平成20年市議会2月定例会において可決している。
- (2) 事業契約に関する議案を平成21年市議会2月定例会に提出予定である。

### **2. 情報公開及び情報提供**

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等にて適宜公表する。

### **3. 入札に伴う費用負担**

入札参加者の入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

## Ⅷ. リスク分担表（案）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	事業者	
共通	1)入札説明リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更等によるもの	○	
	2)事業契約締結リスク	選定事業者と事業契約が結べない、又は事業契約手続に時間を要する場合	△	△※1
	3)法令等の変更リスク	P F I 事業に特別に影響を与えるもの	○	
		上記以外のもの		○
	4)許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの (市が取得する部分)	○	
		許認可の遅延に関するもの (上記以外)		○
	5)税制度変更リスク	法人税その他類似の税制度(外形標準課税に関する規定を含む)の新設・変更		○
		消費税その他類似の税制度の新設・変更	○	
	6)第三者賠償リスク	選定事業者の事由(工事期間中における事故、維持管理業務・運営等業務に伴う事故及び維持管理業務・運営等業務の不備に起因する事故等)による賠償		○
		上記以外のもの	○	
	7)住民対応リスク	給食施設の設置そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		上記以外のもの (調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの)		○
	8)事故の発生リスク	選定事業者の調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に伴う事故の発生		○
	9)環境問題リスク	選定事業者の調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に伴う周辺地域への環境に関する影響		○
10)事業の中止・延期リスク	市の判断及び指示によるもの (ただし、議会の不承認は除く)	○		
	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
11)物価変動リスク	引渡しの前のインフレ・デフレ (施設整備に相当する部分)		○	
	引渡しの後のインフレ・デフレ (維持管理・運営等に相当する部分)	○	△	
12)金利変動リスク	金利変動 (施設整備に相当する部分)	○※2		
13)資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○	
14)不可抗力リスク	天災・暴動等による計画の変更・中止・延期	△	△※3	
計画設計	15)設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	16)応募コスト	応募コストの負担		○
		17)測量調査リスク	市が実施した測量調査の誤り	○
	上記以外のもの		○	
18)設計等の瑕疵	隠れた瑕疵の担保責任		○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
建設	19) 用地取得リスク	建設予定地の確保に関すること	○	
	20) 設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	21) 工事遅延リスク	工事の完成が事業契約よりも遅延若しくは完工しない場合		○
	22) 施工監理・工事監理リスク	施工監理・工事監理に関するもの		○
	23) 工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外のもの		○
	24) 性能リスク	要求水準不適合 (施工不良含む)		○
25) 公共施設損傷リスク	施設の引渡しの前に工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害		○	
26) 瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○	
維持管理	27) 計画変更リスク	用途の変更等、市の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	28) 維持管理費上昇リスク	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の要因による維持管理費の増大		○
	29) 公共施設損傷リスク	市並びに第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
30) 性能リスク	要求水準不適合 (施工不良を含む)		○	
31) 修繕リスク	事業期間中に必要となる維持管理業務に伴う修繕	△※4	○	
運営	32) 需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		児童生徒数の変動による需要の変動	△※5	○
		食べ残し等による残滓の変動(本市作成の献立による影響を含む)	△	○
	33) 調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常(検収後に明らかになったものを含む)	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入等		○
	34) 配送の遅延リスク	配送後の異物混入等	○	
		配送の遅延による問題の発生		○
		配膳の遅延による問題の発生	○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
運 営	35) アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症 (事前の把握が困難なアレルギー物質による)	○	
		調理段階における禁忌物質の混入による発症、配送先の誤り等事業者の責めによる誤食での発症		○
		収集した情報の伝達不完全による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流失	帰責事由による	
	36) 運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		○
事業 終了 時	37) 公共施設の性能確保 リスク	事業終了時の維持管理業務及び運営等業務の引継 (入札説明書等において示す良好な状態のこと)		○
	38) 移管手続リスク	事業終了手続に関する諸費用の発生に関するもの、 事業会社の清算手続に関するもの		○

※ リスク負担者：○主分担、△副分担

※1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

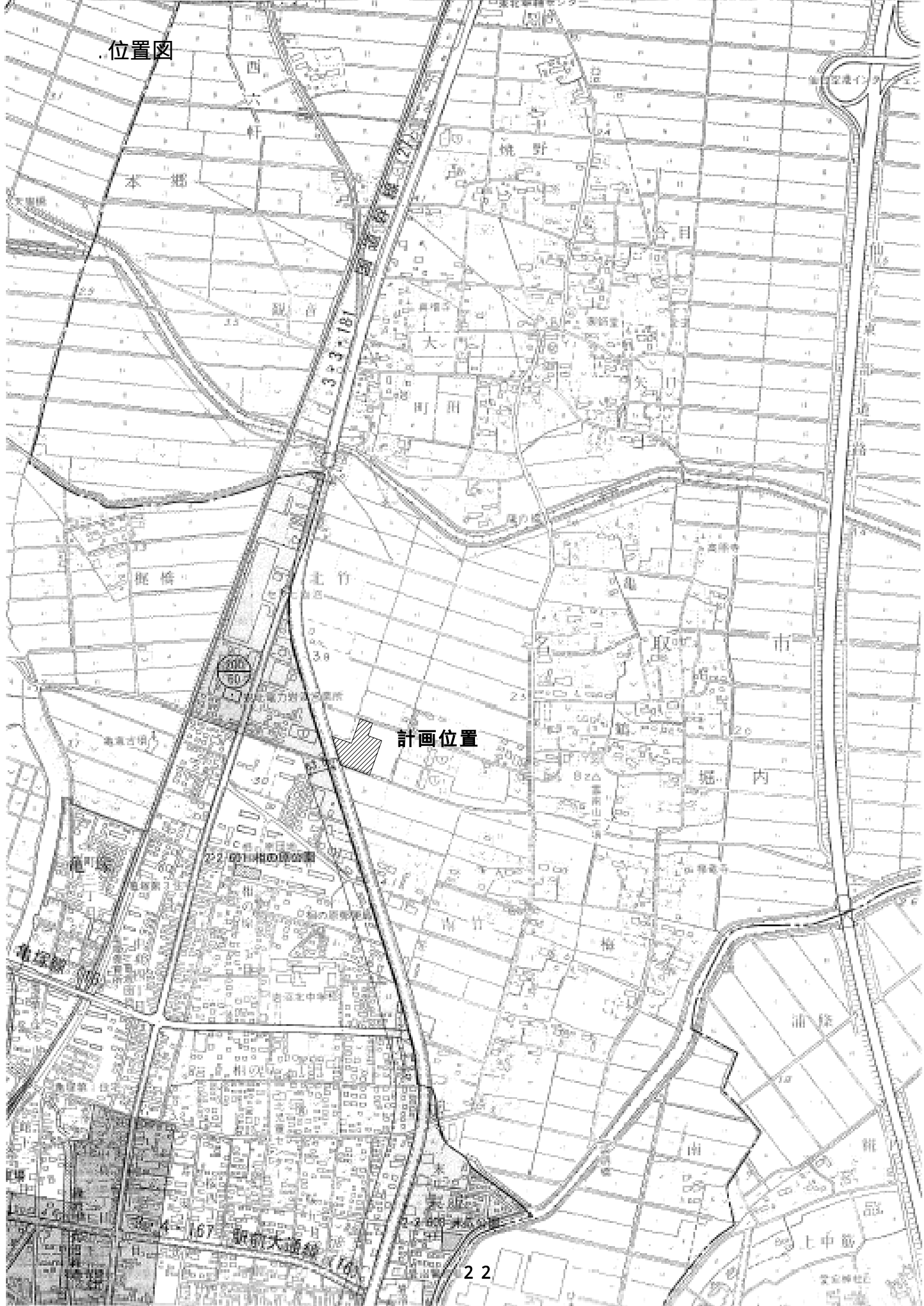
※2 供用開始後10年目に基準金利の見直しを行う。

※3 一定の割合に対応するものについては選定事業者負担、それ以外については市の負担とする。

※4 事務職員用事務室、事務職員用更衣室及び書庫において、市職員が専ら使用する施設備品の修繕は、市の負担とする。

※5 本市は、事業期間にわたって一定の最低食数に係る委託料を保証する。

位置図



計画位置